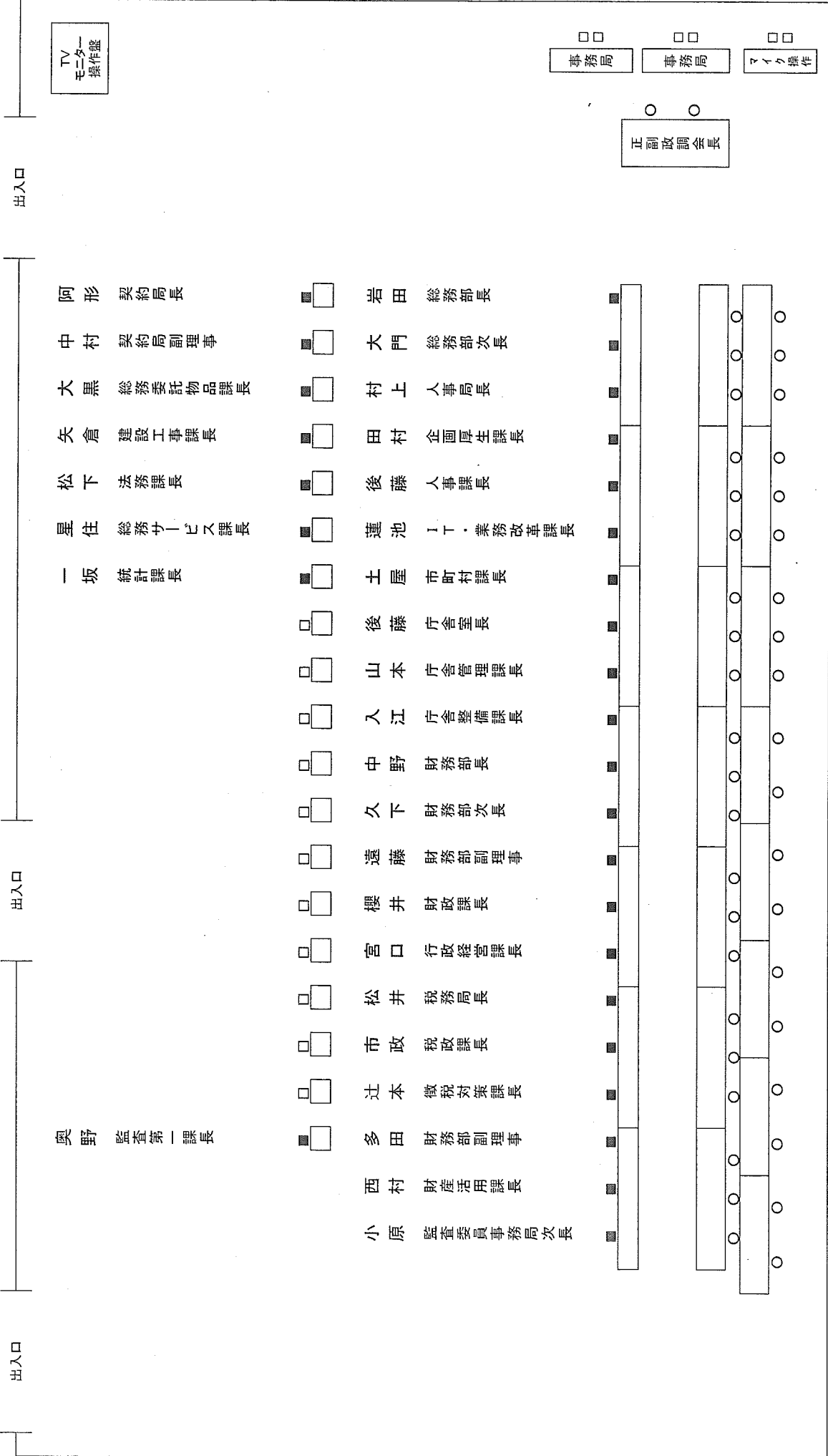


# 財 務 部

大阪維新の会大阪府議会議員団 政調会 配席図【総務部・財務部】

平成29年9月4日(月)10:00~10:50 第1委員会室



## 平成 29 年 9 月定例府議会提出予定議案の概要

財 務 部

## 条 例 案 (1 件)

件 名	概 要	所 管 局 課
大阪府特別会計条例一部改正の件	<p>予算及び決算において地方消費税の都道府県間の清算後の額を明確にするため、地方消費税清算特別会計を設置する。</p> <p>施行日：平成 30 年 4 月 1 日</p>	税 務 局

## 報 告 (2 件)

件 名	概 要	所 管 局 課
地方自治法第 221 条第 3 項の法人の経営状況報告の件	地方自治法第 221 条第 3 項の法人の経営状況について、同法第 243 条の 3 第 2 項の規定により報告するもの。	行 政 経 営 課
出資法人等の事業の実施状況、経営状況等の評価結果等報告の件	出資法人等の経営評価報告に対する審査・評価・助言等について、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第 4 条第 4 項の規定により報告するもの。	行 政 経 営 課

※概要は財務部事項のみ記載

# 大阪府特別会計条例の改正（地方消費税清算特別会計の設置）

平成30年度から地方消費税の都道府県間の清算を一般会計と区分して経理するため、「地方消費税清算特別会計」を設置する。

## 【目的】

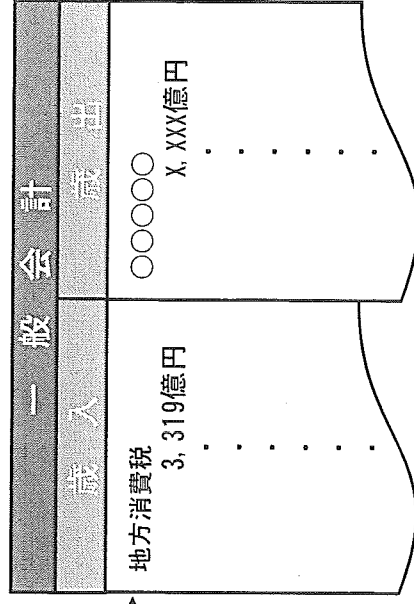
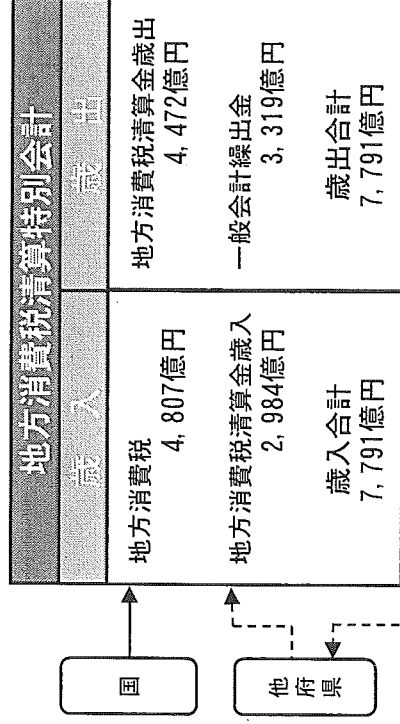
現行、一般会計において地方消費税の収入額を 4,807億円（平成29年度当初予算）計上しているが、清算後の金額は 3,319億円である。  
この見かけ上の税収のふくらみを解消する。

## （参考）地方消費税の仕組み

- ① 地方消費税は、国の消費税と併せて税務署又は税関に納付される。
- ② 各都道府県内に所在する税務署及び税関から、各都道府県に地方消費税分が払い込まれる。
- ③ 税収を最終消費地に帰属させるため、国から払い込まれた税を都道府県間で清算する。

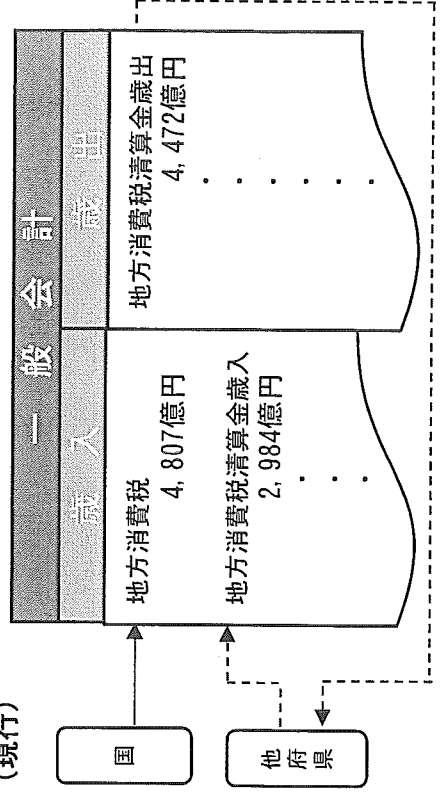
## 【地方消費税清算特別会計のイメージ】（金額は平成29年度当初予算の場合）

（特別会計設置後）



※地方消費税は、1,488億円縮小する。  
※予算規模は、4,472億円縮小する。

（現行）



## 【地方自治法第209条第2項】

特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

## 【実施都県】

千葉県・東京都・神奈川県・兵庫県

## 平成29年度一般会計補正予算（第1号）案の検討状況

当初予算編成後において生じた情勢の変化に伴い緊急に措置しなければならないものに対応するため、補正予算案を検討中。

### 1 補正予算の規模（財務部長内示段階）

2億円 程度（財務部長内示段階）

### 2 個別事業についての検討状況

（金額は財務部長内示額）

（単位：百万円）

○ 2025日本万国博覧会大阪誘致推進事業費	157
○ 大阪マラソン開催費	8
○ 地域女性活躍推進事業費補助金	1
○ 統合型リゾート事業化推進事業費	5
	〔H29～32債務負担行為377〕
○ 保育士等キャリアアップ支援事業費	6
○ おおさかUIJターン促進事業費	19
○ ダム建設費	0
	〔H29～34債務負担行為19,718〕